



2009年5月12日

各 位

会 社 名 参 天 製 薬 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 黒川 明
(コード番号 4536 東証・大証第1部)
問合せ先: 執行役員 管理本部長 原田 哲
(TEL 06 - 6321 - 7007)

執行役員に対するストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

参天製薬株式会社は、2009年5月12日開催の取締役会において、会社法第238条等の規定に基づき、以下の要領で当社執行役員に対して新株予約権を無償で発行すること、募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、下記のとおり決議しましたのでお知らせします。

記

1.新株予約権を無償で発行する理由

当社の執行役員の報酬と中長期的企業価値創造を直接的に結び付け、当社の執行役員が業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値・顧客満足をさらに向上させることを目的として、当社の新株予約権を無償で発行付与するものであります。

2.新株予約権の内容等

(1)新株予約権の割当てを受ける者

当社の執行役員

(2)新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 69,600 株を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる普通株式数は100株とし、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×無償割当、分割または併合の比率

また、当社は、上記のほか合併、資本減少等を行うことにより株式数の変更を行うことが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うことができるものとする。

(3)発行する新株予約権の総数

696 個を本年定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の上限とする。

(4)新株予約権の払込金額

本年定時株主総会の委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、払込金額は無償(新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないもの)とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下、「行使価格」という。)に2.(2)に定める新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価格は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)の大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げ。)とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日前日の終値(前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権の割当日前日の終値とする。

なお、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times 1 / \text{無償割当、分割または併合の比率}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株式発行前の時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が資本減少を行う場合等、行使価格の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、諸条件を勘案の上、合理的な範囲で行使価格の調整を行うものとする。

(6)新株予約権を行使することができる期間

平成23年6月27日から平成31年6月24日まで

(7)新株予約権の行使条件

- ①権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の執行役員の地位を有していることを要する。ただし、正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。

- ②新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。
 - ③新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。
 - ④その他の細目については、本年定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
- (8)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9)新株予約権の取得事由
- ①当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会または取締役会で承認されたときは、当社取締役会が別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ②新株予約権者が権利行使をする前に、上記2.(7)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当社取締役会が別途決定する日において、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (10)新株予約権の譲渡制限
- 新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (11)端数の取扱い
- 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以上